

※ 帳票種別

1 2 2 0 9

1. 支給番号

		—							—	
--	--	---	--	--	--	--	--	--	---	--

2. 未支給区分

□ (空欄 未支給以外)
1 未支給

3.支給期間（初日）（末日）

□	□ — □	□	□	□	□	□	□	□ — □	□	□	□	(4 平成 5 令和)
元号		年		月		日		月		日		

4. 傷病日数

11/11

5. 特例日額不支給日数

111

6. 内職（労働日数－収入額）

7. 公害補償手当減額分

[illegible]

傷病手当不支給日数

□ □ □

申請者		1氏名		2性別		男・女		3生年月日		大正昭和平成令和		年		月		日																	
診療担当者 の証明	4傷病の名称及びその程度																																
	5初診年月日		令和年				月				日				6傷病の経過		令和年				月				日				治ゆ・転医 中止・継続中				
	7傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間				令和年				月				日から				令和年				月				日まで				日間				
	8上記のとおり証明する。令和年																		月				日				(電話番号				)		
		診療機関の所在地及び名称														印																	
		診療担当者氏名																															
支給申請期間	9同一の傷病により受けることのできる給付				第2面の注意の3の中から選んでその番号を○で囲んでください。												(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)		(7)		(8)		
	109の給付を受ける				令和年				月				日から				令和年				月				日まで				日間				
	ことのできる期間				令和年				月				日から				令和年				月				日まで				日間				
	11傷病手当の支給を受けようとする期間				令和年				月				日から				令和年				月				日まで				日間				
12内職若しくは手伝いをした日、又は収入のあった日、その額等を記入してください。		内職又は手伝いをした日				収入のあった日												月		日		収入額		円		何日分の収入か		日分					
		月／月／月				収入のあった日												月		日		収入額		円		何日分の収入か		日分					
		日／日／日				収入のあった日												月		日		収入額		円		何日分の収入か		日分					
雇用保険法施行規則第63条第2項の規定により上記のとおり傷病手当の支給を申請します。																																	
令和年																		月				日				申請者氏名				印			
公共職業安定所長																		支給番号(				)											
※ 処理欄		支給期間				令和年				月				日から				令和年				月				日まで				日間			
備考																																	

所屬長		次長		課長		係長		係		操作者	
-----	--	----	--	----	--	----	--	---	--	-----	--

注 意

- 1 この申請書は、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格者証を添えること。
- 3 9欄は、7欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。
 - (1) 健康保険法による傷病手当金
 - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
 - (3) 船員法による傷病手当又は船員保険法による傷病手当金
 - (4) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
 - (5) 国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
 - (6) 国民健康保険法による傷病手当金
 - (7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
 - (8) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- 4 10欄には、7欄の期間のうち、9欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、9欄で2以上の番号を○で囲んだ場合には、その給付を受けることができる期間を、それぞれの番号の順に記載すること。
- 5 12欄には、7欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であって、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。
- 6 12欄の下申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。